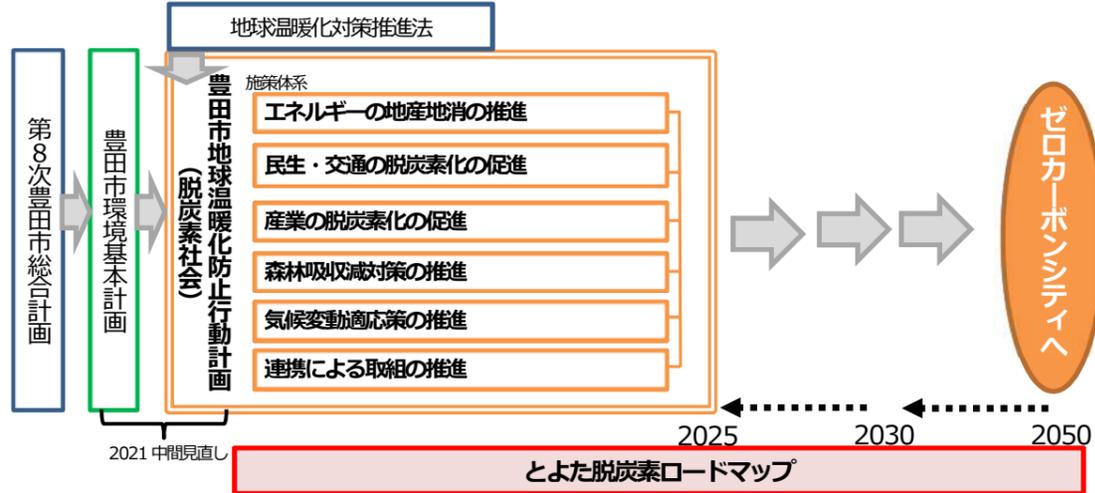


豊田市地球温暖化防止行動計画の中間見直しの概要

1 中間見直しの視点

- ・前期評価及び社会情勢の変化に対応（環境基本計画中間見直し（案）の概要（脱炭素社会）に記載）
- ・改正地球温暖化対策推進法（以下、温対法）を踏まえた修正
- ・計画の基本理念や施策体系は維持し、2050年CO₂排出実質ゼロを位置付け、気候変動対策を強化



2 中間見直しの主な内容

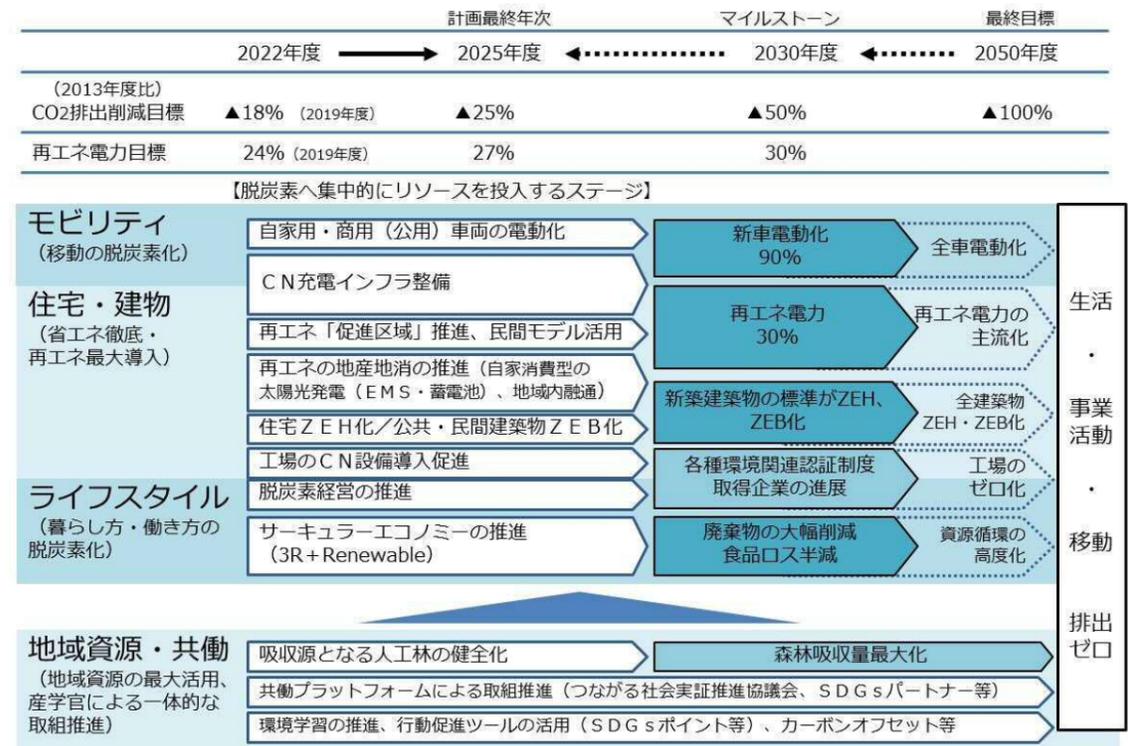
- （1）温室効果ガスの削減目標の引き上げ（中長期）**（第2章/P30）
2030年：30%⇒50% 2050年：50%⇒100% 脱炭素社会を明確に位置付け
- （2）再生可能エネルギー導入目標の設定**（第2章/P32）
再エネ導入率：30% 市域全体で再エネ電力の増加、地産地消モデルの構築を目指す
- （3）豊田市版脱炭素ロードマップの策定**（第3章/P37～39）
抜粋：右図 「モビリティ」、「住宅・建物」、「ライフスタイル」の分野で取組を加速
- （4）気候変動適応策の設定**（第3章/P41～44）
気候変動の影響と適応策に関する対策方針を設定
(本市の影響評価や個別適応策については、別冊として作成)
- （5）脱炭素化に向けた事業の強化**（第5章/P47～）
 - ・新たな再エネ導入手法の活用（再エネ PPA、共同購入）
 - ・再エネ等の環境価値化と地域循環の推進（グリーン電力証書、J-クレジット）
 - ・住宅等の脱炭素化の推進（ZEH 普及セミナー、卒 FIT セミナー）
 - ・中小企業向け脱炭素化支援（再エネ設備導入支援、CN 相談窓口、脱炭素スクール）
 - ・次世代自動車の普及・活用（CASE の社会実証支援）
 - ・公共施設の再エネ・省エネ化（太陽光導入可能性調査、照明 LED 化、公用車の電動化）

その他、全章をとおして前期期間中の社会動向や取組内容、温室効果ガスの排出状況等の変更を反映

なお、温対法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直しに合わせ、事務事業編も改正し、また、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、緩和策と適応策を一体的に本計画で推進する。

（参考）豊田市版脱炭素ロードマップ

■全体像



■2030年のマイルストーン

